

あきる野市未就園児の定期的な預かり事業の試行実施について ～東京都「多様な他者との関わりの方の創出」補助事業～

1 事業内容

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児の定期的な預かりを行う。

なお、令和6年度については、国で検討が進められている「こども誰でも通園制度」の創設を見据え、利用ニーズ等の把握のために試行的に実施する。

2 事業の目的

- (1) 未就園児を定期的に預かることで、保育者や他のこどもたちとともに過ごす経験を通じ、こどもの育ちを応援すること。
- (2) 育児負担を抱える保護者に対しても、こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ保育者との関わりにより、孤立感や不安感の解消につなげること。

3 実施施設

市内の認可保育所2施設、幼稚園2施設、認定こども園2施設及び認証保育所1施設の合計7施設で令和6年4月から実施（令和6年7月又は10月から実施予定施設あり）

4 対象児童

市内に住所を有し、保育所等に通っていない、又は在籍していない生後57日目の0歳児から2歳児までの乳幼児（0歳児の受入れは実施施設による。）

5 利用期間

月を単位として複数月

6 利用日数

週1日又は週2日を基本とし、実施施設の可能な範囲内で週5日まで

7 利用時間

1日につき4時間程度を基本とし、実施施設の可能な範囲内で1日8時間まで

8 利用料金

1日当たり2,200円（給食費を含む。）を上限に実施施設が定める。

※ 生活保護世帯及び住民税非課税世帯は免除

9 今後の事業展開

国の「こども誰でも通園制度」の法律上の制度化の動きを見ながら、令和6年度のニーズや都の補助内容を踏まえて令和7年度以降の実施内容を検討していく。